地域包括支援センターについて

1 地域包括支援センターの設置の考え方

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置。市町村は責任主体。

平成24年に「介護保険サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めることが示された。

2 設置主体等

項目	内 容
設置主体	社会福祉法人 清須市社会福祉協議会
場所	清須市一場古城604番地15
	(清須市清洲総合福祉センター内)

3 清須市地域包括支援センター運営形態と配置職員

運営形態	開設時間	専門職種	職員体制
月曜日 ~ 金曜日	午前8時30分 ~ 午後5時15分	主任介護支援専門員 看護師(保健師等) 社会福祉士 介護支援専門員	正職 6 名 臨職 6 名 体制

4 包括支援センターの業務内容

- (1) 地域支援事業
 - ① 包括的支援事業
 - ア総合相談支援業務

総合相談、地域におけるネットワークの構築、実態把握

イ 権利擁護業務

成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者 虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止

- ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員の ネットワークの活用、日常的個別指導・相談、困難事例等への指導・ 相談
- エ 介護予防ケアマネジメント業務 (二次予防事業対象者) 二次予防事業対象者の把握、社会資源の把握と情報提供・助言
- ② 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築 地域ケア会議の設置運営、地域包括ケア研修会の開催
- (2) 指定介護予防支援業務(介護保険認定要支援1・2の者) 介護予防給付ケアプラン作成、指定居宅介護支援事業者への業務委託
- (3) 任意事業 家族介護者交流事業、介護者リフレッシュ事業、介護者のつどい、介護 講座